

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱を次のように定める。

令和3年7月1日

小豆島町長 松 本 篤

小豆島町告示第62号

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、少子高齢化に伴う人口減少により、島内における働き手確保が難しい状況にある町内に本社若しくは事業所を有する法人に対し、高校、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する学生（以下、「学生」という。）及び非在学であって町内で就業を希望する者（以下、「就業希望者」という。）の雇用機会創出を図るべく、インターンシップの積極的な受け入れを促進するため、その実施に要する経費について、予算の範囲内で支援金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 法人格を有する法人をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく財産区及び認可地縁団体並びに宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教法人を除く。
- (2) インターンシップ 町内に、本社又は事業所を有する法人が実施する、予め体験の目的、方法、経費負担、安全確保、災害補償、関係法令の遵守等について整備された就業体験をいう。
- (3) 就業希望者 本町での就業を希望し、インターンシップに参加する年度の4月1日時点で18歳以上である者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は公序良俗に反する活動その他反社会的勢力への関与が認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象としない。

- (1) 第5条の規定により算出した額が1万円未満の者

(2) 支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(インターンシップ受入企業支援金の給付)

第4条 町は、前条の給付対象者に対し、この告示の定めるところにより支援金を給付する。

(給付金額)

第5条 給付金額は、インターンシップの受け入れに際し、法人が負担した対象経費に100分の50を乗じて得た額を、1給付対象者1会計年度あたり10万円を上限に給付する。

2 前項の規定により算出した額に1千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給付対象経費)

第6条 給付の対象となる経費は、学生又は就業希望者のインターンシップ受け入れに際して法人が負担した次の経費とする。

(1) 学生又は就業希望者がインターンシップに参加する際に要した交通費実費

ア 現住所から町内の本社又は事業所までの往復とし、合理的なルートに限る。

イ 公共交通機関の運賃を対象とし、レンタカー、ガソリン代、高速道路利用料金は対象外とする。

(2) 学生又は就業希望者がインターンシップ期間中に利用した町内宿泊施設利用分実費

(給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、インターンシップ実施後、当該会計年度末までに町長に申請しなければならない。

(1) インターンシップ受入実績報告書(様式第2号)

(2) 対象経費(交通費・宿泊費)の支出内訳書(任意様式)

(3) 学生又は就業希望者の身分を証明できる写真付き身分証明証等の写し

(4) 納税情報の照会に関する同意書(様式第3号)

(5) 法人名義の振込先口座通帳の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(給付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、給付を決定し、小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

2 前項の通知後、町は当該申請者に対し給付金を給付する。

(不給付の決定)

第9条 町長は、前条第1項の審査において不相当と認めた場合は、不給付を決定し、小豆島町インターンシップ受入企業支援金不給付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知する。この場合、給付金は給付しない。

(給付金の返還)

第10条 町長は、給付対象者が錯誤又は虚偽その他不正の手段により支援金の給付を受けたと認められる場合は、当該給付対象者に対し、小豆島町インターンシップ受入企業支援金返還命令書（様式第6号）の交付により、期限を定め、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（譲渡及び担保の禁止）

第11条 給付対象者は、給付金を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付申請書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり、小豆島町インターンシップ受入企業支援金の給付を申請します。

記

1. 支援金給付申請額 円※千円未満は切捨て

2. 添付書類

- インターンシップ受入実績報告書（様式第 2 号）
- 納税情報の照会に関する同意書（様式第 3 号）
- 対象経費（交通費・宿泊費）の支出内訳書（任意様式）
- 学生又は就業希望者の身分を証明できる身分証明証等の写し
- 法人名義の振込先口座通帳の写し
- その他町長が必要と認める書類

小豆島町長 殿

法人名
代表者

インターンシップ受入実績報告書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 実施期間 及び受入 人数	年 月 日から 年 月 日まで 名
	年 月 日から 年 月 日まで 名
	年 月 日から 年 月 日まで 名
2. 実習場所	
3. 実習内容 及び所見	※スペースが不足する場合は別紙記載

※事業実施を証する資料（写真等）添付のこと

様式第3号（第3条、第7条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

納税情報の照会に関する同意書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金の給付申請にあたり、小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第3条第1項第2号に該当することを確認するため、小豆島町税務課あて、当社の納税情報を照会することに同意します。

殿

小豆島町長



小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付決定通知書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり、小豆島町インターンシップ受入企業支援金の給付を決定したので通
知します。

記

1. 給付法人及び給付決定額

法 人 名	
本 社 所 在 地	
給 付 決 定 額	円

2. 給付金の振込先

金 融 機 関 ・ 支 店	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

様式第 5 号（第 8 条、第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

小豆島町長

印

小豆島町インターンシップ受入企業支援金不給付決定通知書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第 8 条第 1 項の規定による審査の結果、同第 9 条の規定により不給付と決定したので通知します。

記

不給付と決定した理由

--

殿

小豆島町長



小豆島町インターンシップ受入企業支援金返還命令書

小豆島町インターンシップ受入企業支援金給付要綱第10条の規定により、下記のとおり、小豆島町インターンシップ受入企業支援金の返還を命じます。

記

1. 返還すべき額 円

2. 返 還 期 限 年 月 日

3. 返 還 方 法